

# 入札時に提出された入札金額見積内訳書の取扱いについて

嵐山町

入札時に提出された入札金額見積内訳書(以下「内訳書」という。)の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

## 【未提出又は未提出と同等と認められる場合の例】

- ① 指定の内訳書以外の様式で提出された場合
- ② 内訳書の全部が提出されていない場合
- ③ 内訳書の一部が提出されていない場合
- ④ 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- ⑤ 他の案件の内訳書が提出された場合
- ⑥ 内訳書として提出された書類が白紙の場合
- ⑦ 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

## 【記載すべき事項が欠けている場合の例】

- ① 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ② 工事名、業者名が白紙の場合
- ③ 指定の内訳書で明示した項目の記載がない場合

- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

## 【記載すべき事項に誤りがある場合の例】

- ① 工事名、業者名に誤りがある場合
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と一致しない場合
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合

- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、嵐山町建設工事等談合情報対応要領に基づき、処理するものとする。

## 【談合の疑いが認められる場合の例】

- ① 他の業者の内訳書が添付されている場合
- ② 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- ③ その他、談合が推測される記載等がある場合

## 附 則

- 1 この取扱いは、平成25年9月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。